

**メンタルヘルス・マネジメント検定試験Ⅱ種(ラインケアコース)  
公式テキスト第4版**

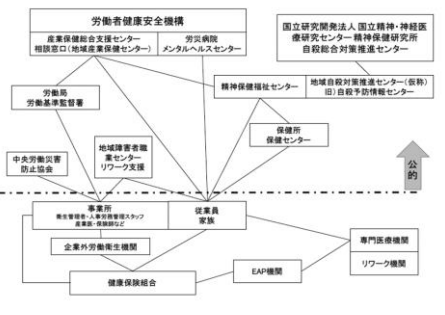
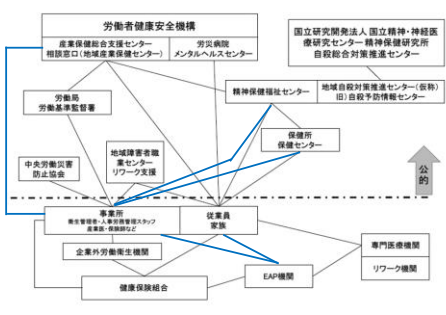
**■正誤表**

メンタルヘルス・マネジメント検定試験の公式テキストに記述の誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

正誤表は、随時改訂いたします。

※「版・刷」は、公式テキストの奥付(巻末)をご確認ください。

版・刷	頁	行	誤	正
第1刷	127	図表8	作業計画の参加と情報の共有	作業計画への参加と情報の共有
	129	図表10		
第1～11刷	5	6行目	公益社団法人日本生産性本部	公益財団法人日本生産性本部
第1～11刷	256	19～20行目	こころほっとライン	こころの耳電話相談
第1～11刷	259	④ 3行目	「いのちの電話」は都道府県ごとにセンターがあり	「いのちの電話」は多くの都道府県にセンターがあり
第1～21刷	66	2～3行目	総務庁(現総務省)の	総務省の
第1～21刷	81	図表5	緩衝要因	緩衝要因
第1～21刷	95	10～12行目	アスペルガー症候群(近年では自閉症スペクトラム障害:Autism Spectrum Disorder; ASDと <del>呼称されることが多い</del> )があげられます。	アスペルガー症候群(近年では、 <u>自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害:Autism Spectrum Disorder; ASDに含まれることになった</u> ) <u>が</u> あげられます。
第1～21刷	126	④b) 5～6行目	(職場環境改善のためのヒント集は…	(職場環境改善のためのヒント集)は…
第1～21刷	187	b) 4～7行目	この場合は、情緒的サポートによって安心できる時間と場所を与えらるとともに、ペースを落とすことの必要性を情報として伝え、他者との協力で処理できるように道具的サポートを提供することが望ましいでしょう。	この場合は、 <u>受容と傾聴による</u> 情緒的サポートを与え、安心できる状況を確保しましょう。そして、仕事のペースを落とすことの必要性を情報として与え、他者との協力で処理できるように道具的サポートを提供することが望ましいでしょう。
第1～21刷	192	b) 1～13行目	b)医療・介護分野におけるガイドライン 医療や健康に関する情報は、個人情報の中でも個人のプライバシー上の問題が起こりやすく、不必要に漏れた場合は差別や偏見にもつながり、特に適正で厳格な取り扱いをする必要があります。そのため、医療は国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている3分野のうちのひとつになっており、厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」と「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が公表されています。そして規模にかかわらず(過去6カ月間に5,000人分以下の個人情報しか取り扱ってなくても)、すべての事業者に対しても個人情報取扱業者の義務を果たすように求めています。 同ガイドラインの中では、 <u>医療事務やカウンセラーなど法的な守秘義務のない者に対しても、退職後も含めて守秘義務を課す就業規則などの規定の整備を求めるなど、健康情報について一般的な個人情報よりも厳格な保護が必要であることを求めています。</u>	b)医療関連分野ガイドランス 医療や健康に関する情報は、個人情報の中でも個人のプライバシー上の問題が起こりやすく、不必要に漏れた場合は差別や偏見にもつながり、特に適正で厳格な取り扱いをする必要があります。そのため医療分野は、 <u>個人情報保護法第6条の規定に基づく特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つ</u> になっており、厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」と「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」、「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」が公表されています。 同ガイドランスの中では、 <u>法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者や健保組合等における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示してあります。</u>
第1～31刷	129	図表10 A	2.少数人数単位の裁量範囲を増やす 具体的な進め方や作業順序について、少数単位または…	2.少数人数単位の裁量範囲を増やす 具体的な進め方や作業順序について、 <u>少</u> 人数単位または…
第1～31刷	118	図表3	「量-コントロール判定図」の横軸： 仕事の量的負 <del>荷</del>	「量-コントロール判定図」の横軸： 仕事の量的負 <del>担</del>
第1～31刷	241	10行目	…、家族の同意が必要であることが法律で規定されています(精神保健福祉法による医療保護入院)。	…、 <u>家族等</u> の同意が必要であることが法律で規定されています(精神保健福祉法による医療保護入院)。

版・刷	頁	行	誤	正
第1～53刷	2	① 3行目	5年ごとに実施している「労働者健康状況調査」…	5年ごとに実施してきた「労働者健康状況調査」…  (※「労働者健康状況調査」は平成24年調査で廃止)
第1～53刷	112	① 1行目	5年ごとに実施している「労働者健康状況調査」…	5年ごとに実施してきた「労働者健康状況調査」…  (※「労働者健康状況調査」は平成24年調査で廃止)
第1～53刷	173	2行目	さて、全国労働者の健康診断結果を…	さて、全国の労働者の健康診断結果を…
第1～53刷	249	② 9行目	メンタルヘルス不調者の疑いがある人	メンタルヘルス不調の疑いがある人
第1～53刷	275	② 9～10行目	…再構成したりしながら、それぞれの事業場の都合に合わせてかたちで実施していくのがよいでしょう。	…再構成したりしながら、事業場の持つ人的資源やその他の実態に即したかたちで実施していくのがよいでしょう。
第1～69刷	214	② 5～6行目	胃・十二指腸潰瘍や下痢・腹痛を繰り返す過敏性腸症候群などの消化器系症状、そして気管支喘息、過喚気症候群などの呼吸器系症状は代表的な心身症	胃・十二指腸潰瘍や下痢・腹痛を繰り返す過敏性腸症候群などの消化器系疾患、そして気管支喘息、過喚気症候群などの呼吸器系疾患は代表的な心身症
第1～69刷	220	① 1～3行目	身体面の健康診断は古くから行われ、法令で事業者にはその実施が義務づけられており、労働者は受診の義務がありますが、精神面の健康診断の実施は義務ではありません。	法令で事業者に実施が義務付けられている健康診断の内容は、基本的に身体面に係る項目であり、精神面については、問診で身体面と併せて自覚症状を聴取するといった程度です。
第1～85刷	253	図表1		
第1～85刷	46	⑦ 8～9行目	…の交付を受けている者および統合失調症、躁うつ病(躁病およびうつ病を含む)またはがんにかかっている者をいいます。	…の交付を受けている者に限ります。(同法第37条、第43条)
第1～89刷	242	図表17	家族の理解・強力が得られるか?	家族の理解・協力が得られるか?